

交通費に関する規則

第一章 総則

(目的)

第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会(以下、本会とする。)の理事、総務、総務候補者及び監査委員に支給する交通費について定めることを目的とする。

(交通費)

第二条

交通費とは、本会の業務の遂行のため交通機関を利用する際に支払う料金のことをいう。

■ 第二章 交通費の支給範囲

(交通費の支給)

第三条

- 一 交通費は、原則として、交通費の支給を申請する者の有する通学定期券の適用範囲外において、居住地、東京大学駒場キャンパス又は東京大学本郷キャンパスから東京大学駒場キャンパス又はその他の用務地までの、実際に利用した経路及び方法により計算する(復路についても同じ)。ただし、当該経路及び方法が非合理的な場合は、最も合理的な経路及び方法により計算する。
- 二 交通費の支給を申請しようとする者は、原則として移動完了後、別に定める申請書に交通費に係る領収書、使用済み乗車券又は入出場記録等、支出した金額及び移動経路が明記された書類を添えて本会に請求しなければならない。
- 三 本会理事会は、交通費の支給にかかる請求内容が合理的かどうかを判断し、支給の可否及び支給する金額を決めなければならない。
- 四 六ヶ月前の月より前の月に行った業務にかかる交通費については、これを請求することができない。

(窓口業務に伴う交通費の支給範囲)

第四条

理事又は総務が、窓口業務の遂行のために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、実際に支払った乗車運賃の全額を支給する。

(一般業務又は学外への移動に伴う交通費の支給範囲)

第五条

- 一 理事又は総務が、一般業務の遂行のために居住地又は東京大学本郷キャンパスと東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、実際に支払った乗車運賃の全額を支給する。
- 二 理事又は総務が、一般業務の遂行のために居住地、東京大学駒場キャンパス又は東京大学本郷キャンパスと用務地との間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、実際に支払った乗車運賃の全額を支給する。

(会計監査委員に対する交通費)

第六条

会計監査委員が、会計監査業務の遂行のために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、本会は、当該監査委員に対し、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、実際に支払った乗車運賃の全額を支給する。

(総務候補者に対する交通費)

第七条

- 一 総務候補者が、研修業務の遂行のために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、本会は、当該理事又は総務に対し、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、実際に支払った乗車運賃の全額を支給する。
- 二 総務候補者は、総務として本会理事会で承認された後に限り、その承認前に行った業務（研修業務を含む。）にかかる交通費を本会に交通費を請求することができる。

■ 第三章 補則

(改廃)

第八条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。